

育児休業の
しくみが
変わります！

令和4年10月1日
育児・介護休業法改正

「パパ活躍」の
機会が
広がります！

夫婦ともに
育児・家事を
担いましょう！

- 「産後パパ育休」を新設！
- 育児休業2分割取得を可能に（1歳まで）！
- 延長期間中の夫婦途中交代が可能に！

愛知労働局 雇用環境・均等部指導課
☎052-857-0312

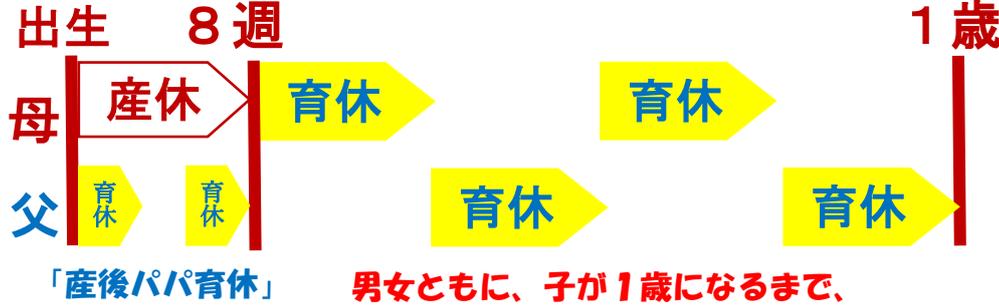
改正後こんなことができるようになります。

○出産して間もない妻を支える！



パパは、新設「産後パパ育休」で出生後8週以内に最長4週間を、2回に分けて育休がとれる！

○夫婦交代休業で、妻の職場復帰をサポート！



男女ともに、子が1歳になるまで、育児休業を2回にわけてとれる！

会社にはこんなことが義務付けられています。

会社は育児休業の申出を拒否できません。また、社員が育児休業を取得しやすい環境整備や、妊娠、出産等を申し出た労働者に対する、育休制度周知と育児休業取得の意向確認などが義務付けられています。

もし会社から不利益取り扱いを受けたら・・・

育児休業の申出等を理由とする、解雇、雇止め、降格、減給、配転などの不利益取り扱いや、育児休業の取得を控えさせるような言動は禁止されています。このようなことがありましたら、

愛知労働局 雇用環境・均等部指導課 ☎052-857-0312
までご相談ください。

必見！ ○動画でも分かりやすく紹介しています！

愛知労働局
YouTube
チャンネル



5分でわかる！
改正育児・介護休業法

令和4年
10月1日施行



愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課